

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の
保護・自立支援に関する計画（改定版）

平成21年3月

京 都 府

はじめに

配偶者や恋愛関係にある者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。経済的自立が困難なことが多い女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づき、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するために、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター、警察等を中心に、関係機関と緊密な連携を図りながら、啓発に努め、被害者への適切な支援を進めてきました。

しかしながら、DVによる子どもへの影響や交際相手からの暴力などといった新しい課題も出てきており、DVに関する相談は依然として多いことから、被害者支援の一層の充実・強化が求められているところです。

また、平成20年1月に施行されたDV防止法の改正により、市町村における基本計画の策定が努力義務として規定されるなど、住民にとって最も身近な行政主体である市町村の役割も重視されています。

このたびの計画の改定にあたっては、府民の皆さんにアンケート調査を実施し、本府におけるDVの実態を把握するとともに、専門家だけでなく、被害当事者や、支援機関の皆さん、またパブリックコメントを通して多くの府民の皆さんからいただいた御意見や、DV防止法の改正内容を踏まえ、さらに被害者の立場に立った計画としたところです。

暴力に苦しむ被害者や被害者の身近な人たちがDVに気づき、安心して相談し、保護から自立に至るまで、継続的に適切な支援を受けることができる体制を、引き続き整備することとし、あわせて、DVや児童虐待など家庭の抱える様々な問題をトータルにサポートしていく仕組みについても、具体的に検討していくこととしています。

世界的な金融危機が景気の急速な後退をもたらし、府民生活全体に大きな影を落とすにつつあり、生活への不安感が拡大している中、今後は、この計画に沿って、社会的に弱い立場にある方たちをしっかりと支えていく府政を第一に、DVや児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、府民一人ひとりが日々安心して暮らせる信頼の京都府づくりを進めてまいります。

平成21年3月

京都府知事 山田 啓二

目 次

I 計画の策定にあたって	1
● ドメスティック・バイオレンスに対する基本的考え方	
1 改定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
II 策定の視点	3
1 暴力を許さない社会の実現	
2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～危機介入から自立支援まで～	
3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立	
4 関係機関等との連携協力体制の構築	
III 計画の体系	4
● 施策の体系	
IV 現 状	6
1 取組の経緯	
2 DVの実態	
V 計画の内容	11
● 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり	
◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供	
◇ 重点目標2 早期発見（通報）できる環境整備	
● 基本目標Ⅱ 暴力を許さない環境づくり	
◇ 重点目標3 様々な場での研修・啓発の強化	
● 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実	
◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化	
◇ 重点目標5 緊急保護の充実	
◇ 重点目標6 同伴児童等への支援（DV家庭に育つ子どもたちへのケア）	
◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者への対応	
● 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化	
◇ 重点目標8 支援策の充実・強化	
◇ 重点目標9 生活の確立と心身回復へのサポート	
◇ 重点目標10 関係機関の連携強化	
● 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進	
◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援	
◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の確立	
◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備	
VI 数値目標	22
【参考資料】	23
1 取組の経緯	
2 関係機関一覧（相談・カウンセリング、警察等）	
3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版） 検討委員会設置要綱	
4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（改定版） 検討委員会委員名簿	
5 計画策定経過	
6 保護命令申立手続	
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	
9 京都府男女共同参画推進条例	